

事業成果を報告する際によくある質問について

	質問	回答
①	<p>「儲かる農業ステップアップ事業の運用」の第4の成果報告書において、「・・・成果報告書の提出について、事業採択年度から3年以内に農業所得の目標を達成した事業主体は、4年目以降、提出を省略できるものとする。」とあるが、仮に事業実施年度から1～2年で所得目標を達成した場合は、その後の報告義務はなくなるのか。</p>	<p>事業実施年度から3年以内に所得目標を達成した場合であっても、最低3年間は事業成果の報告は求めることとする。</p>
②	<p>所得目標は事業実施年度から2年目で達成した。 一方、新型コロナウイルス感染症の影響で3年目は目標とした所得の達成が見込まれない場合、4年目以降も成果報告の提出は求められるのか。</p>	<p>①の回答と同様、3年間の事業成果の報告は行う必要があるが、4年目以降の提出は省略できるものとする。</p>
③	<p>成果報告の提出期限について、実施要領の第5の1では「・・・毎年4月15日までに、様式第9号により市町村長（広域事業主体にあつては、直接所長又は知事）に提出するものとする」と規定されているが、法人等で決算期間が様々な場合、農業所得の実績はどのように記載し、対応すれば良いか。</p>	<p>決算期間の関係上、4月15日までに農業所得の実績の欄が記載できない場合、その部分は一旦空欄で提出期日までに市町村長（広域事業主体にあつては、直接所長又は知事）へ提出することとし、決算（損益計算書に記載）を締めた期日から15日以内に空欄としていた部分を埋め、再度提出先へ報告することとする。</p> <p>なお、4月15日までに提出する成果報告は、4月1日～翌年3月31日までに実施した活動の実績を記載し提出することとする。</p>